

社会福祉法人の新会計基準移行 help !!



移行時の取扱いその3

「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」2旧基準からの以降の場合には10の項目について書かれています

1	事業区分・拠点区分・サービス区分の設定
2	貸借対照表の組替え
3	有価証券に係る調整
4	ファインズ・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合の調整
5	退職給付引当金に係る調整
6	その他の引当金に係る調整
7	第4号基本金計上金額に係る調整
8	国庫補助金等特別積立金取崩額の計算
9	設備資金借入金元本償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の設定
10	旧基準の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動について

今回は「3有価証券に係る調整」についてご説明いたします

1. 勘定科目名と表示の位置は変わりません（勘定科目比較表より）

	新基準	旧基準
勘定科目	流動資産 有価証券	流動資産 有価証券
	その他の固定資産 投資有価証券	その他の固定資産 投資有価証券

2. 貸借対照表価額

	新基準	旧基準
流動資産 有価証券 ※1 市場価格のあるもの	時価	取得価額
流動資産 有価証券 市場価格のないもの	取得価額	取得価額
その他の固定資産 投資有価証券 満期保有目的の債権等	取得価額 償却原価法の適用あり	取得価額 償却原価法適用なし
その他の固定資産 投資有価証券 満期保有目的の債権以外の有価証券 市場価格のあるもの	時価	取得価額
その他の固定資産 投資有価証券 満期保有目的の債権以外の有価証券 市場価格のないもの	取得価額	取得価額

※1 流動資産の有価証券は「一時的に保有」が原則なので満期保有目的は無いものと考えます

3. 償却原価法

償却原価法とは額面金額と取得価額が違う有価証券を取得した場合に、満期までの期間の年ごとに取得価額を額面金額に近づけていく方法です

今回は償却原価法の中でも定額法についてご説明します

例えば

額面金額 100 万円

取得価額 95 万円

満期までの期間 5 年

1 年毎の利息金額

$$(100 \text{ 万円} - 95 \text{ 万円}) \div 5 \text{ 年} = 1 \text{ 万円}$$

	帳簿価額（最初は取得価額）
1 年目期首に取得（4/1 とする）	95 万円
1 年目の期末帳簿価額（3/31）	96 万円
2 年目の期末帳簿価額	97 万円
3 年目の期末帳簿価額	98 万円
4 年目の期末帳簿価額	99 万円
5 年目の期末帳簿価額	100 万円

新会計基準への移行が 3 年目期首であれば

2 年目の期末の帳簿価額は旧基準の取得価額なので 95 万円です

新基準であれば 97 万円であるはずなので差額 2 万円を過年度の収益として移行調整いたします

ただし注解には重要性が乏しい場合には償却原価法を適用しないことが出来るとされています

以上のように新基準では保有目的に合わせて貸借対照表価額の計算方法が違います

一時保有（売却目的）であればその時点の市場価格とし、満期まで保有し利息を受け取る事を目的としていけば年度ごとに利息を計上するというものです

どちらもその時点での価格を貸借対照表価額としています

社会福祉法人会計にもこういった会計手法が取り入れられてきています

詳しくお知りになりたい場合にはご連絡ください。

E-mail

h-murata@yamadasougou.co.jp

電話 03-3694-6091